

資料 1

令和 4 年 3 月 22 日（火）
第 2 回八雲町介護保険事業運営委員会（書面開催）

地域密着型サービス事業所の指定の 更新について

1. 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

① 小規模多機能型居宅介護運営基準等の概略 P 1 ~ P 4

② 小規模多機能型ホームやすらぎの里 P 5 ~ P 7

小規模多機能型居宅介護運営基準等の概略

○基本方針

小規模多機能型居宅介護	<p>【基本方針】</p> <p>指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようとするものでなければならない。</p>
介護予防小規模多機能型居宅介護	<p>【基本方針】</p> <p>指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>

○人員基準

介護従事者	<p>【夜間及び深夜の時間帯以外】</p> <p>通いサービスに当たる者利用者 3人に対し 1人以上 訪問サービスに当たる者 1人以上</p> <p>【夜間・深夜】</p> <p>夜間職員 1人以上 1人以上は常勤でなければならない。</p>
管理者	<ul style="list-style-type: none">・原則、専従の常勤者を置かなければならない。・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者。・別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者。
代表者	<ul style="list-style-type: none">・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しく

	は福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者。
--	----------------------------------------------------

○設備基準

居間及び食堂	機能を十分に發揮し得る適當な広さを有すること。
宿泊室	原則、一の宿泊室の定員は1人とする。 床面積は、7.43m ² 以上とする。

○運営基準

運営規定	<p>指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 (5) 指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他運営に関する重要な事項 <p>※虐待の防止に係る措置は、令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。</p>
利用料の受領	<p>事業者は、利用料のほか、次に掲げる費用を利用者から受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 (2) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額 (3) 食事の提供に要する費用

	<p>(4) 宿泊に要する費用</p> <p>(5) おむつ代</p> <p>(6) 上記に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。</p> <p>これらの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は、その家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>
緊急時の対応	従業者は、現に指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
協力医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならぬ。 ・事業者は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくようつとめなければならない。 ・事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。
地域との連携	<p>(1) 事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する町の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。</p> <p>(2) 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>(3) 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をう等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>(4) 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機</p>

	<p>能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(5) 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</p>
上記以外	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供の記録 ・小規模多機能型居宅介護計画の作成 ・居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 ・利用申込者に対するサービスの提供内容及び手続きの説明及び同意 ・サービス提供拒否の禁止 ・被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間の確認 ・利用者の不正な請求に関する市町村への通知及び記録 ・苦情を受け付けるための窓口の設置等苦情処理に必要な措置及び記録 ・事故発生時における市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等への連携等必要な措置及び記録 ・非常災害対策（自然災害含む） ・業務継続計画の策定（令和6年3月31日まで努力義務。令和6年4月1日より義務化） ・施設又は設備についての衛生管理